

東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託  
プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務（以下「委託業務」という。）について、使用者へさらに柔軟できめ細やかなサービスを提供するとともに、より一層の経営効率の向上を図るため、豊富な経験、実績、優れた業務遂行能力及び信頼性を有する民間事業者のうち、最も適した者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により透明性及び公平性を確保しながら特定し、その者に業務を委託するために必要な手続等について定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、次の各号に掲げる業務及びそれに付随する業務とする。

- (1) 給水契約に関する業務
- (2) 水道メーターの検針及び調定に関する業務
- (3) 水道料金等の収納に関する業務
- (4) 電算処理に関する業務
- (5) 窓口・電話対応に関する業務
- (6) 漏水対応に関する業務
- (7) 給水装置工事申請書受付及び現地検査に関する業務
- (8) メーター及びメーターボックス管理に関する業務
- (9) 埋設管問合せ・一次水圧問合せに関する業務
- (10) 指定工事店の新規申請・更新・変更に関する業務
- (11) 断水時の給水・広報に関する業務
- (12) 前各号の業務に付帯する業務

(プロポーザルの評価機関)

第3条 東部地域広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）は、業務委託のプロポーザルによる受託候補事業者の特定を厳正かつ公平に行うため、東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式受託候補事業者特定審査委員会（以下「特定審査委員会」という。）を設置する。

2 特定審査委員会の組織、運営等については別に定める東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式受託候補事業者特定審査委員会設置要綱（平成30年告示第 号）によるものとする。

3 特定審査委員会の審査期間は、東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託受託事業者（以下「受託事業者」という。）を決定した後、当該業務委託契約を締結し、受託事業者が業務を開始した時点までとする。

(プロポーザルへの参加募集等)

第4条 企業長は、東部地域広域水道企業団公告式条例（平成5年3月8日条例第1号）第2条別表による掲示場への掲示及び東部地域広域水道企業団ホームページ等で閲覧に供する方法により、プロポーザルへの参加する事業者を募集する。

(プロポーザルへの参加資格)

第5条 プロポーザルへの参加をしようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公告の日以降に東部地域広域水道企業団及び大月市、上野原市から指名停止を受けていないこと。
- (2) 公告の日以降に、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この募集に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- (3) 平成29・30年度東部地域広域水道企業団物品提供等入札参加有資格者名簿に登載されている者。ただし未搭載者においては、平成30年7月20日までに登載手続を完了すること。
- (4) 給水人口5万人以上の水道事業者の、水道料金等収納及び水道管路維持業務について3年以上の実務経験を有する業務責任者及び水道法（昭和32年法律第177号）に基づく給水装置工事主任技術者の資格を有する者を配置できること。
- (5) 当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (8) 個人情報漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、企業長が定める参加資格の必要事項に該当していること。

(プロポーザルへの参加申込み)

第6条 プロポーザルへの参加を申込み事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル方式参加申込書（以下「参加申込書」という。）（別記様式第1号）を所定の期限までに企業長に提出しなければならない。

2 参加申込事業者は、第5条に規定する参加資格を有する証明として、契約書の写し及び納税証明書等の書類を参加申込書に添付し、企業長に提出しなければならない。

3 参加申込書等の提出方法は、持参または書留郵便とする。

(資格審査及び審査結果の通知)

第7条 企業長は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び実績を証する書類を基に、参加申込事業者のプロポーザル参加資格を審査する。

2 企業長は、前項の審査の結果、参加申込事業者がプロポーザル参加資格を有しないと認められる場合は、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書(別記様式第2号)の送付をもって、プロポーザルへの参加資格を認めない旨を通知する。

(プロポーザル実施説明会)

第8条 企業長は、資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められる事業者(以下「参加事業者」という。)に対し、プロポーザル実施説明会を実施する。

2 企業長は、プロポーザル実施説明会において、参加事業者に対し、この要綱(以下「実施要綱」という。)及び次に掲げる項目を明記した東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式実施説明書(以下「実施説明書」という。)を交付する。

(1) プロポーザルの名称

(2) プロポーザルの目的

(3) 委託業務内容及び委託期間に関する事項

(4) 委託金額の上限

(5) プロポーザルの参加資格に関する事項

(6) 業務提案書の作成及び提出に関する事項

(7) プロポーザルの特定方式及び審査基準に関する事項

(8) 受託事業者の特定結果の通知に関する事項

(9) 非特定理由の説明要求等に関する事項

(10) その他の必要事項

(業務提案書等)

第9条 参加資格者は、実施要綱及び実施説明書に従い、次に掲げる事項について、業務提案書及び各資料(以下「業務提案書等」という。)を作成し、企業長に提出しなければならない。

(1) 会社内容に関する事項

①会社概要

②経営状況

③環境への取り組み等

(2) 収納業務に関する事項

①受託実績及び成果

②業務受託体制

③業務執行計画

④個人情報保護及び危機管理

⑤業務達成見込み

⑥業務引継ぎ

(3) 水道管路維持管理業務に関する事項

①受託実績及び成果

②業務受託体制

③業務執行計画

④個人情報保護及び危機管理

⑤業務達成見込み

⑥業務引継ぎ

(4) 見積金額

(5) その他必要と認める事項

2 企業長は、プロポーザル実施説明会において、参加事業者に対し、仕様書（案）等の業務提案書作成に必要な資料等を配布する。

3 プロポーザルに係る各書類の提出場所は、大月市七保町下和田415番地東部地域広域水道企業団営業担当とする。

4 業務提案書等は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

5 業務提案書等は、原則としてA4版サイズの書類及び作成は日本語によるものとし、目次及び頁番号を付け、参加事業者の持参により提出しなければならない。なお、フロッピーディスク等電子装置に使用する記憶媒体での提出は認めない。

6 業務提案書等の提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。

7 業務提案書等の提出は、1参加事業者につき1件とする。

8 提出された業務提案書等は、返却しないものとする。

9 提出された業務提案書等は、特定に必要な範囲において複製を作成することがある。

10 提出された業務提案書等は、審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。この場合において、当該業務提案書等はその写しを作成し、使用することができるものとする。

(質問の受付)

第10条 企業長は、参加事業者から業務提案書作成等に係る質問を書面のみをも

って受付ける。

2 業務提案書作成等に係る質問書は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

3 業務提案書作成等に係る質問書の提出方法は、ファクシミリとする。

4 企業長は参加事業者から第1項に規定する質問を受付けた場合、実施説明書に定める回答日に参加事業者全員へファクシミリで回答する。

(プロポーザルの途中辞退)

第11条 参加事業者は、申出により何時でもプロポーザルへの参加を辞退することができる。

2 プロポーザル辞退の申出は、プロポーザル方式参加辞退届(以下「参加辞退届」という。)(別記様式第3号)を企業長あてに提出する方法により行うものとする。

3 参加辞退届の提出方法は、持参または郵送とする。

(業務提案書等の審査及び評価基準)

第12条 特定審査委員会は、参加事業者から提出された業務提案書等を水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル審査基準に基づき審査する。

2 プロポーザルの評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準として評価する。

3 特定審査委員会は、ヒアリングが必要と認められるときは、その日時、場所、留意事項等について参加事業者別に別途通知し、ヒアリングを実施するものとする。

(業務提案書等の審査及び報告)

第13条 特定審査委員会は、審査を行ったプロポーザルのうち、総合評価において最も得点の高い参加事業者を受託候補事業者として特定する。

2 前項の総合評価において最も得点の高い参加事業者が2者以上あるときは、当該者の中から次の順位で当該項目の得点の最も高い者を受託候補事業者として特定する。

(1) 業務執行計画

(2) 個人情報保護及び危機管理

(3) 業務受託体制

(4) 受託実績

(5) 見積金額

3 特定審査委員会は、プロポーザルの審査結果を企業長に報告する。

(受託事業者の決定及び通知)

第14条 企業長は、特定審査委員会から報告された審査結果に基づき受託事業者を決定する。

2 企業長は、受託事業者に決定した参加事業者に対し、速やかにプロポーザル方式特定結果通知書（別記様式第4号）により受託事業者に決定された旨を通知する。

（非決定結果の通知）

第15条 企業長は、受託事業者に決定されなかった参加事業者に対し、速やかにプロポーザル方式非特定結果通知書（別記様式第5号）により決定されなかった旨を参加事業者に通知する。

（非決定理由の説明）

第16条 企業長は、非決定とされた参加事業者から非決定の理由について説明を要求された場合にも、これを行わない。

（委託契約）

第17条 企業長は、東部地域広域水道企業団長期継続契約に関する規則（平成22年7月26日規則第1号）に基づき、受託事業者に決定した者と業務委託契約を締結する。

2 業務委託の条件等は、受託事業者と協議のうえ、企業長が別に定めるものとする。

3 受託事業者は、円滑に業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

4 委託業務開始までの準備期間における受託事業者の責任と準備期間終了後における業務委託契約締結に関する保証等については、プロポーザルによる受託事業者決定後、企業長と受託事業者との間で協議を行う事とする。

（契約期間）

第18条 業務委託の受託事業者との契約期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

（プロポーザルに瑕疵がある場合）

第19条 プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について特定審査委員会で審議のうえ、参加事業者の取扱いについて決定を行う。

2 特定審査委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加事業者に個別にヒアリングを行うことができるものとする。

3 企業長は、参加事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、受託事業者の特定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

（失格条件）

第20条 参加事業者及び受託事業者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じ

た場合は、プロポーザルの参加資格又は受託事業者の決定を取り消す。

(1) 委託契約以前に指名停止となった場合

(2) 第5条に規定するプロポーザルの参加資格のいずれかを欠くこととなった場合

(3) 業務提案書等の作成に係る不正行為が認められた場合

(次順位者の繰上げ)

第21条 企業長は、受託事業者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価等が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

(事務の委任)

第22条 企業長は、プロポーザルに係る一切の事務について、事務局長に委任することができる。

(事務局)

第23条 プロポーザルにおける参加事業者等との連絡調整に係る事務局は、営業担当に置く。

(プロポーザルの公表)

第24条 東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管維持管理業務委託のプロポーザルを行うことを公表する。

2 前項の公表は、東部地域広域水道企業団公告式条例（平成5年3月8日条例第1号）第2条別表による掲示場への掲示する方法により行う。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年7月2日から施行する。

(告示の廃止)

2 この告示は、平成31年4月1日限り、その効力を失う。

（あて先） 東部地域広域水道企業団

企業長

殿

住 所

法 人 名

代表者名

㊟

プロポーザル方式参加申込書

1 参加申込み

東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式への参加を申し込みます。

つきましては、参加資格につき、審査いただきたくお願いいたします。

2 参加資格を証する書類

参加資格の証明として、次の書類を添付いたします。

添付書類 \_\_\_\_\_ 計 \_\_\_\_\_ 枚

3 連絡先等

(1) 担当者氏名及び役職 \_\_\_\_\_

(2) 担当者所属 \_\_\_\_\_

(3) 住 所 〒 \_\_\_\_\_

(4) 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

(5) F A X 番 号 \_\_\_\_\_



年 月 日

様

東部地域広域水道企業団  
企業長 江口 英雄

プロポーザル方式参加資格審査結果通知書

御社から、先に提出いただきました東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式参加申込みにおける御社の同プロポーザル方式参加資格について、審査結果をお知らせいたします。

御社につきましては審査の結果、残念ながら東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式への参加資格を有しないと認められました。

上記の結果ではありますが、今回のプロポーザル方式への参加の申込みをいただきましたことにつき厚く御礼申し上げます。

今後とも、本企業団水道事業にご理解とご協力をお願いいたします。

東部地域広域水道企業団 営業担当  
山梨県大月市七保町下和田4-1-5番地  
電 話 0554 (22) 0099  
F A X 0554 (22) 5472

年 月 日

(あて先) 東部地域広域水道企業団  
企業長

殿

住 所

法 人 名

代表者名

㊟

プロポーザル方式参加辞退届

この度、貴企業団が実施している東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式への参加を辞退したく、ここに届け出ます。

(連絡先等)

1 担当者氏名及び役職 \_\_\_\_\_

2 担当者所属 \_\_\_\_\_

3 住 所 〒 \_\_\_\_\_

4 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

5 F A X 番 号 \_\_\_\_\_

年 月 日

様

東部地域広域水道企業団  
企業長 江口 英雄

プロポーザル方式特定結果通知書

東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式における参加事業者の各プロポーザルを厳正に審査した結果、御社のプロポーザルが最も総合的に評価が高いものと決定いたしましたので通知いたします。

この決定により、当職では、御社を 年 月からの東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託に係る受託事業者として決定いたします。

なお、内容等のお問い合わせは、担当者までお願い申し上げます。

記

問い合わせ先

名 称 東部地域広域水道企業団  
所 在 山梨県大月市七保町下和田415番地  
電 話 0554 (22) 0099  
F A X 0554 (22) 5472  
担 当 営業担当

様

東部地域広域水道企業団  
企業長 江口 英雄

プロポーザル方式非特定結果通知書

東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式における参加事業者の各プロポーザルを厳正に審査した結果、残念ながら御社につきましては受託事業者と決定しなかったことを通知いたします。

上記の結果ではありますが、今回のプロポーザル方式へ参加をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

なお、内容等のお問い合わせは、担当者までお願い申し上げます。

記

問い合わせ先

名 称 東部地域広域水道企業団  
所 在 山梨県大月市七保町下和田415番地  
電 話 0554 (22) 0099  
F A X 0554 (22) 5472  
担 当 営業担当

年 月 日

様

東部地域広域水道企業団  
企業長 江口 英雄

プロポーザル方式参加要請書

御社につきましては、東部地域広域水道企業団水道料金等収納及び水道管路維持管理業務委託プロポーザル方式の参加資格を審査した結果、参加資格を有すると認められましたので同プロポーザル方式への参加を要請いたします。

また、下記のとおり説明会を開催しますので、ご参加をお願いします。

記

- 1 説明会日時 年 月 日 ( ) 時から
- 2 説明会場 東部地域広域水道企業団 会議室

問い合わせ先

名称 東部地域広域水道企業団  
所在 山梨県大月市七保町下和田4-1-5番地  
電話 電話 0554(22)0099  
FAX FAX 0554(22)5472  
担当 営業担当